

農地の売買、贈与、貸借の許可について

農地の売買、贈与、貸借などを行う場合は、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。

● 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条の規定に基づく許可を受けるためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 申請農地を含め、所有している農地及び借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと
- 申請者または世帯員等が農作業に従事すること
- 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます

● 農地法第3条の許可までの流れ

申請は、毎月1日から10日（10日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに受け付けます。その後、その月の農業委員会総会に諮り、許可、不許可を決定します。

※令和8年10月受付分より、受付締切日を毎月1日から10日（10日が閉庁日の場合は、その前日）となります。

| | |
|-------------|---|
| (毎月1日～10日) | 申請書の受付、書類審査 |
| (申請した月の中旬) | 現地確認 議案作成、農業委員への議案送付 |
| (申請した月の月末～) | 許可書等の交付 ※許可書は農業委員会が送付する交付通知書（はがき）と引き換え |

● 事務処理日数の目標

東広島市農業委員会では、農地法第3条の規定による許可申請書の受付から許可書の交付までの事務処理日数の目標を4週間としています

東広島市農業委員会事務局
〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号
電話 (082) 420-0972 (直通)